

旅 費 規 程

第1条 【目的】

本規程は、日本ハンドボールリーグ規約（以下「JHL規約」という）第79条に基づき、選手、チームスタッフ、審判員およびテクニカルオフィシャル等の交通費・宿泊費について定める。

第2条 【公式試合の交通費・宿泊費】

- (1) 公式試合におけるチームの遠征に要する交通費・宿泊費は、次の基準により算出する。
 - ① 人員数は20名（チーム役員およびチームスタッフ4名、選手16名）を上限とする。
 - ② 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。
ただし、
 - イ. 在来線による場合は普通車の特急または寝台とする
 - ロ. 単日開催の試合日および連日開催の2試合目の試合日の当日にチーム所在地に帰着できない場合、航空機の利用を認めることがある。
 - ③ 宿泊費は、試合前の1泊分として1名につき金15,000円（税込）以下とする。
ただし、
 - イ. チーム所在地から試合開催地までの距離が片道100km未満のときは除く
 - ロ. 試合当日にチーム所在地に帰着できない場合、試合後の1泊を認めることがある。
- (2) 前項の交通費・宿泊費の負担については、次の各号のとおりとする。
 - ① JHL規約第17条1項にて定められたホームチームのホーム・第2ホームにある会場で開催される試合、または第三地域公募での会場で開催される場合は、遠征をおこなったチームが全額を負担する。
 - ② ホームチームの責に帰すべき事由により、ホーム・第2ホーム以外の場所で試合が開催される場合であり、かつ、そのことにより、ホーム・第2ホームにある会場で試合が開催される場合と比べて、交通費・宿泊費の実費額が増加した場合は、その増加分について1遠征に対して30万円を上限としてホームクラブが負担する。

第3条 【審判員、テクニカルオフィシャルおよび審判指導員の交通費・宿泊費】

- (1) 公式試合の審判員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJHLが支給する。
 - ① 宿泊費は、試合前の1泊分として金10,000円（税込み）以下とする。宿泊地域によっては、出張旅費規程別表1に記載される宿泊基準表に準用する。
 - ② 試合前の1泊については、試合会場までの移動距離が200km未満の時を除く。また、特段の事情があるときは後泊も認める。
 - ③ 交通費は次の基準により支給する。
 - イ. 交通費については、実費精算とする。ただし、以下の交通手段の利用を前提とする。
個別区間で片道70km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、個別区間片道70km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通指定席の利用をみとめる。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない。
 - ロ. 航空機の利用は、片道が500kmを超える場合に認められる。ただし、片道500km以内の移動であっても、鉄道網等の状況により空路利用の方が大幅に移動時間の短縮につながる場合は、航空機の利用も認める。
- (2) 公式試合のテクニカルオフィシャルおよび審判指導員の交通費・宿泊費は、次の基準によりJHLが支給する。
 - ① 宿泊費は、試合前の1泊分として金10,000円（税込み）以下とする。宿泊地域によっては、出張旅費規程別表1に記載される宿泊基準表に準用する。

- ② 試合前の1泊については、試合会場までの移動距離が200km未満の時を除く。また、特段の事情があるときは後泊も認める。
- ③ 交通費は次の基準により支給する。
 - イ. 交通費については、実費精算とする。ただし、以下の交通手段の利用を前提とする。
個別区間で片道70km未満のときは、在来線の普通車の利用を原則とし、個別区間片道70km以上のときは、これに加え、在来線特急列車の普通車および寝台列車のB寝台ならびに新幹線の普通指定席の利用をみとめる。なお、タクシーの利用については原則として認められないが、不可避の場合はこの限りではない。
 - ロ. 航空機の利用は、片道が500kmを超える場合に認められる。ただし、片道500km以内の移動であっても、鉄道網等の状況により空路利用の方が大幅に移動時間の短縮につながる場合は、航空機の利用も認める

第4条 [チームスタッフの行事参加]

- (1) JHLチームのチームスタッフが、JHLの指示に基づき行事に参加する場合交通費・宿泊費は、次の基準によりJHLが支給する。
 - ① 交通費は、新幹線普通車による往復を原則とする。ただし、在来線による場合は、普通車の特急または寝台とする。なお、チーム所在地からの移動距離が片道500kmを超える場合、航空機の利用を認める。
 - ② 宿泊費は、1泊につき15,000円（税込み）以下とする。

第5条 [選手の行事参加]

選手が、JHLの指示に基づき行事に参加する場合の交通費・宿泊費は、第2条1項に定める基準により、JHLが支給する。

第6条 [団体割引等の適用]

第2条から前条までを適用するにあたって、交通費について団体割引および往復割引の適用が可能である場合には、それらを適用して交通費を算出するものとする。

第7条 [規程の準用]

本規程に定めのない事項については、JHLの「出張旅費規程」を準用する。

第8条 [改正]

本規程の改正は、理事会の承認により、これを行う。

第9条 [施行]

本規程は、2021年8月18日から施行する。

改正 : 2023年6月14日

改正 : 2025年8月27日